

保険薬局開設者 様

兵庫県福祉部国保医療課長

新型コロナウイルス感染症に係る令和5年10月以降の福祉医療の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、令和5年5月8日以降、国が指定する治療薬については、全額公費支援が実施されていましたが、このたび令和5年9月15日付け国事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」により、令和5年10月1日以降の患者等に対する公費負担の取扱いが示され、下記1のとおり、一定の自己負担が生じることになります。

本県の福祉医療制度については、他の公費負担医療制度が適用される場合、福祉医療との併用はしないこととしておりますが、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う公費支援措置（以下「本措置」という。）については、法令に基づく公費負担医療ではないこと、時限的な措置であることから、併用できない公費負担医療には該当しないものとし、本措置の適用後の自己負担額について、県福祉医療制度の対象とすることとしました。

つきましては、今後の新型コロナウイルス感染症に伴う福祉医療の取扱いについて、下記のとおりとしますので、ご協力をお願いします。

記

1 治療薬の自己負担軽減

10月1日以降は一定の自己負担を求めた上で公費支援が継続されることとなったため、国の公費支援適用後の自己負担額について福祉医療の対象とします（償還払い。2（2）参照）。

2 保険薬局にお願いしたいこと

- (1) 国の公費は福祉医療に優先しますので、新型コロナウイルス感染症の公費支援の対象となる場合には、必ず国の公費支援を適用してください。
- (2) 審査支払機関の現行のシステムでは、新型コロナウイルス感染症の公費支援適用後はレセプトによる福祉医療の請求ができないため、福祉医療制度の受給者証をお持ちの患者には、対象となる治療薬（治療薬を含む外来医療費）について、窓口で健康保険及び公費支援適用後の自己負担額をお支払いいただく際、お住まいの市町に領収書を持参の上、福祉医療の償還払いの手続きをしていただくよう、ご案内願います。

3 取扱期間

令和5年10月1日から国の措置の終了（令和6年3月末）まで。
国の方針によって変更があれば、改めて通知します。

4 その他

県ホームページに関連文書等を掲載しておりますので、ご参照ください。
患者へのご案内に際しては、県ホームページの「新型コロナウイルス感染症で令和5年5月8日以降入院された方・令和5年10月1日以降に外来受診で治療薬代の自己負担が生じた方へ」の文書をご活用ください。

県ホームページURL：https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf07/hw06_000000038.html

〔問合せ先〕

兵庫県福祉部国保医療課医療福祉班

TEL：078-341-7711（内線）3018、2953